

公共建築改修工事標準仕様書 (平成28年版) 抜粋

3.6.1 適用範囲

6節 塗膜防水

この節は、新設する防水層に屋根用塗膜防水材（ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

3.6.2 材 料

(a) 主材料

塗膜を形成する材料は、JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の屋根用により、種類はウレタンゴム系高伸長形又はゴムアスファルト系とし、立上り部は立上り用又は共用を用いる。

(b) 絶縁用シート

屋内防水層と保護コンクリートを絶縁する目的で使用する絶縁用シートは、3.3.2(j)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

3.6.3 種別及び工程

(a) P0X 工法及びL4X 工法

- (1) 新規防水層の種別及び工程は、特記による。特記がなければ、表3.6.1により、P0X 工法の場合は、種別 X - 1 とし、L4X 工法の場合は、種別 X - 2 とする。
- (2) 種別 X - 1 において、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。特記がなければ、種類及び設置数量は主材料製造所の指定とする。

表 3.6.1 ウレタンゴム系塗膜防水の種別及び工程

種別	X-1(絶縁工法)		X-2(密着工法)	
	材料・工法	使用量 (kg/m ²)	材料・工法	使用量 (kg/m ²)
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り ^{(注)5}	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り	3.0 ^{(注)1,(注)4}	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り 補強布張り	0.3 ^{(注)1}
3	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り		ウレタンゴム系塗膜防水材塗り	2.7 ^{(注)1,(注)4} (1.7) ^{(注)2}
4	仕上塗料塗り ^{(注)7}	—	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り	
5	—	—	仕上塗料塗り ^{(注)7}	—

- (注) 1. 表中のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物密度が1.0Mg/m²である材料の場合を示しており、硬化物密度がこれ以外の場合にあっては、所要塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
 2. 立上り部はすべて、種別X-2とし、工程3及び工程4を()内とする。
 3. ウレタンゴム系塗膜防水材塗りについては、1工程当たりの使用量を、硬化物密度が1.0Mg/m²である材料の場合、平場は2.0kg/m²、立上りは1.2kg/m²を上限として変更することができる。
 4. ウレタンゴム系塗膜防水材塗りは2回以上に分割して塗り付ける。
 5. 接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料製造所の仕様による。
 6. L4X工法で既存防水層の表面に層間接着用プライマーを塗布した場合は、工程1を省略する。
 7. 仕上塗料の種類及び使用量は、特記による。

3.6.4 施

工

- (a) 防水層の下地
- (1) 防水層の下地は、3.2.6による。
 - (2) ルーフドレン、和風便器、配管等と防水下地材との取合いは、シーリング材で処理する。
- (b) プライマー塗りは、3.5.4(b)による。
- (c) 下地の補強
- (1) コンクリートの打継ぎ箇所及び3.2.6により補修を行った著しいひび割れ箇所は、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。ただし、X-1における通気緩衝シートの下になる部位については、主材料製造所の仕様による。
 - (2) 出隅及び入隅は、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
 なお、L4X工法の場合は、補強塗りを省略することができる。
 - (3) ルーフドレン、配管等の取合いは、100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
- (d) 防水材塗り
- (1) 防水材は、主材料製造所の仕様により、可使用時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
 - (2) 防水材は、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。
 なお、種別X-2及びY-2の場合の補強布張りは、防水材を塗りながら行う。

-
- (3) 塗継ぎの重ね幅は100mm以上とし、補強布の重ね幅は50mm以上とする。
- (e) (a)から(d)まで以外は、主材料製造所の仕様による。